

**「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン（案）」  
に対するご意見および CCIF の考え方**

該当箇所	いただいたご意見	CCIFの考え方
全体	本件パブリックコメントで意見募集対象となっております「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害への対応に関するガイドライン案」につきましては、趣旨及び手順につきまして、著作権侵害に関する対応として、必要な対策であると考えます。	ガイドラインの趣旨及び手順につきまして、ご理解いただきましてありがとうございます。
ガイドライン（案） P. 10	ただし、第三章. 5. 「通信の秘密との関係(注釈11～13含む)」に記載されてあります通信の秘密の侵害に対する正当業務行為としての違法性阻却事由につきましては、約款に記載されれば、すべて問題ないという誤った解釈につながるおそれがあるため表現については、考慮すべきではないかと考えております。 たとえば、本来のプロバイダー責任制限法の考え方を加える等、誤解が生じないようにする工夫が必要と考えております。	いただいたご意見を踏まえ、ガイドラインを修正いたします。